

(別記様式第1号)

計画策定年度	平成20年度
計画改定年度	平成23年度
計画改定年度	平成26年度
計画改定年度	平成29年度
計画改定年度	令和2年度
計画変更年度	令和2年度
計画改定年度	令和5年度
計画主体	三条市

## 三条市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 三条市 経済部 農林課  
所在地 三条市旭町二丁目3番1号  
電話番号 0256-34-5652(直通)  
FAX番号 0256-33-7250  
メールアドレス nourin@city.sanjo.niigata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カラス、ムクドリ、カワウ、中獣類(タヌキ、ハクビシン、その他狩猟獣)
計画期間	令和 5 年度 ~ 令和 7 年度
対象地域	三条市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積	被害金額
ニホンザル	水稻	0.05 ha	66 千円
	野菜	0.02 ha	147 千円
	いも類	0.02 ha	124 千円
	小計	0.09 ha	337 千円
ツキノワグマ	野菜	0 ha	0 千円
イノシシ	水稻	1.62 ha	2,052 千円
	野菜	0.01 ha	74 千円
	いも類	0.03 ha	206 千円
	小計	1.66 ha	2,332 千円
ニホンジカ(※)		— ha	— 千円
カラス	水稻	0 ha	0 千円
	野菜	0 ha	0 千円
	果樹	0 ha	0 千円
	小計	0 ha	0 千円
ムクドリ	果樹	0 ha	0 千円
カワウ		— ha	691 千円
中獣類(タヌキ、ハクビシン、その他狩猟獣)	野菜	0 ha	0 千円
合計		1.75 ha	3,360 千円

※ニホンジカは、令和4年度に特定できる被害が発生していないため、記載はしない。

## (2) 被害の傾向

### ○ニホンザル

- ・ 下田地区で平成17年に目撃されて以降、下田地区の山間地域のほぼ全域で生息が確認され、平成20年度以降は三条地区や栄地区の山沿いの平地にも出没し年々行動範囲が拡大している。
- ・ 平成21年度の下田地区における生態調査((財)新潟県環境分析センターが実施・市の委託調査)では5群、約200頭のニホンザルが確認された。
- ・ 令和元年度に実施した生息状況調査の結果、5群、115頭のニホンザルが確認されているが、実際には8群240～320頭の生息が推定される。
- ・ 農作物被害は、野菜・いも類を中心に農作物全般にわたり、可食部の食害や株の引き抜きが多発している。下田地区の山間部では水稲中心の栽培に加え面積は少ないものの直売所向けや自家用に多品目野菜が栽培されており、被害が発生している。
- ・ 対策として電気柵を設置したほ場では被害がなくなっているが、柵設置後は未設置集落のほ場へ群が移動・加害する傾向が見られる。
- ・ 下田地区だけではなく、令和4年度からは三条地区でも出没が確認され、農作物被害が発生している。

### ○ツキノワグマ

- ・ 下田地区の山間部で生息が確認されており、庭木果樹(カキ)や放任果樹(カキやクリ)が人里に引き寄せており、集落周辺でしばしば出没が確認されている。放任果樹等への食害が多いため、農作物被害は比較的少ない。
- ・ 生息地における餌(ブナ等)の多少により、年によって出没頭数が異なるが、集落への出没が多い年には人身被害も懸念される。

### ○イノシシ

- ・ 平成21年に下田地区においてイノシシと思われるかんしょやユリの球根への被害情報が寄せられ、平成25年には集落での出没や山中での形跡が確認され、林野部での生息が確実なものとなった。山中で見つかる痕跡が増加していることから個体数は増加している。
- ・ 農作物被害は、下田地区特産のかんしょや畑が荒らされているほか、水稲では踏み倒しや乳熟期の食害や、水田にぬた場をつくるため収穫した米に獣臭がつく等があり、生息数の増加に伴い被害額は増加傾向である。
- ・ 三条地区や栄地区を含め、三条市内全域で出没が確認され、農作物被害が発生している。

### ○ニホンジカ

- ・ 平成20年頃から狩猟者から下田地区の林野部での目撃情報が寄せられ、平成25年には自動車との接触事故(市道)や人里周辺で目撃され、行動範囲が林野部から人里近くまで迫ってきている。
- ・ 特定できる農作物被害はないものの、今後は他県と同様に農作物被害(食害・踏み倒し)や林業被害が懸念される。また、下田地区に群生する市花「ヒメサユリ」への食害も懸念される。

### ○カラス

- ・ 市内一円で被害が発生しており、田植え後の苗の踏み荒らしや野菜等の食害が確認されているが、猟友会の一斉捕獲により被害は減少傾向である。

○ムクドリ

- ・市内一円で生息が確認されており、平野部における農作物被害が多い。特に三条地区の信濃川沿いの果樹栽培地域で特産の果樹(なし、もも、ぶどう等)への食害が確認されているが、猟友会の一斉捕獲により被害は減少傾向である。

○カワウ

- ・市内の五十嵐川及び信濃川における営巣地の確認はないが、五十嵐川で頻繁にカワウが目撃されている。燕市中之口川の営巣地が伐採によってなくなり、新たに燕市渡部地区に営巣地が確認されている。
- ・H23年の豪雨災害の復旧後も、以前と同様、養殖魚への食害が確認されている。
- ・飛来数調査、ロケット花火による追い払い及び捕獲等を行い、被害額は減少傾向である。

○中獣類(タヌキ、ハクビシン、その他狩猟獣)

- ・タヌキ・ハクビシンなどの中獣種は山間地・平野部を問わず市内全域で生息が確認されている。ハクビシンについては住宅の屋根裏や空き家等を住处にするとも言われていることから集落内でも生息しているものと推測される。
- ・農作物被害は、野菜や果実を中心に食害が確認されているが詳細は不明

(3) 被害の軽減目標

ア 被害金額

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
ニホンザル	337 千円	236 千円
ツキノワグマ	0 千円	0 千円
イノシシ	2,332 千円	1,632 千円
ニホンジカ	— 千円	— 千円
カラス	0 千円	0 千円
ムクドリ	0 千円	0 千円
カワウ	691 千円	484 千円
中獣類	0 千円	0 千円
合計	3,360 千円	2,352 千円

イ 被害面積

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
ニホンザル	0.09 ha	0.06 ha
ツキノワグマ	0 ha	0 ha
イノシシ	1.66 ha	1.16 ha
ニホンジカ	— ha	— ha
カラス	0 ha	0 ha
ムクドリ	0 ha	0 ha
カワウ	— ha	— ha
中獣類	0 ha	0 ha
合計	1.75 ha	1.22 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ニホンザル <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会による捕獲</li> <li>・ 檻及びラジオテレメトリー調査機材導入</li> </ul> </li> <li>○ ツキノワグマ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出没に応じて実施隊による必要最低限の捕獲</li> <li>・ 檻の導入・設置</li> </ul> </li> <li>○ イノシシ・ニホンジカ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況に応じて実施隊による捕獲</li> <li>・ くくりわなの導入</li> </ul> </li> <li>○ カラス・ムクドリ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会による一斉捕獲</li> </ul> </li> <li>○ カワウ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況に応じて必要最低限の捕獲</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 猟友会員の高齢化・減少</li> <li>○ 実施隊員の確保</li> <li>○ 機材の有効な活用</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ニホンザル・イノシシ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 侵入防止電気柵の設置(電気柵は設置地域で保守管理)</li> <li>・ 研修会開催・対策パンフレット配布等による地域住民への意識啓発</li> <li>・ 緩衝帯の整備</li> <li>・ サル対策用花火・おどし玉による追い払い・爆音機の設置</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集落見回りの実施など継続的な防除活動の維持</li> <li>○ 追い払い効果の持続性</li> <li>○ 地域住民の鳥獣被害防止対策に対する意識の不足</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ニホンザル・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緩衝帯の整備</li> <li>・ 放任果樹の伐採</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緩衝帯の維持</li> <li>○ 集落内での放任果樹伐採への理解</li> </ul>

## (5) 今後の取組方針

- ・鳥獣による出没状況及び農業被害状況の把握に努め被害防止対策を実施する。
- ・下田地区で被害の多いニホンザル・ツキノワグマ・イノシシについては捕獲、電気柵、緩衝帯の整備など対策を講ずる。
- ・平成26年度に設置した鳥獣被害対策実施隊を中心に、出没対応やパトロール、捕獲等の被害防止対策を実施していく。
- ・新潟県有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業を活用し、捕獲等の担い手育成に努める。
- ・地域住民参加型の被害防止対策が実施できるよう地域懇談会や研修会等を行い住民意識啓発に努め、鳥獣を寄せ付けない集落環境の整備(緩衝帯の整備、放任果樹の伐採及び未収穫農作物等の残渣除去の徹底等)などを実施する。
- ・カワウの個体数管理について、個体群の拡散を抑制するため、信濃川水系の近隣自治体、県、漁協等関係者団体と連携し、広域的に取り組む。
- ・ライフル銃を使用した有害捕獲を実施するにあたり、一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場(仮称)」において、大型獣の捕獲に有効なライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

### ○ニホンザル

- ・ロケット花火等で追い払いを実施し、計画的に捕獲を行っていく。また、電気柵の導入、緩衝帯の整備及びICTを活用して侵入防止の取組を行う。さらに、効率的な追い払いを実施するため、鳥獣監視員によるラジオテレメリー調査を行い、市内に生息する個体群を把握する。
- ・加害群度を軽減させるため、加害レベルの高い個体を把握し捕獲する。

### ○ツキノワグマ

今後も基本的には捕獲を行わないこととし、集落に頻繁に出没するなど住民に危険を及ぼす可能性が高まった場合に、必要最低限の捕獲を行う。

### ○イノシシ

猟友会や集落住民との情報共有を行い、生息状況の把握に努める。サル同様に、電気柵や緩衝帯の整備により、集落への侵入を防止する。また、被害状況によっては捕獲を行う。

### ○ニホンジカ

猟友会や集落住民との情報共有を行い、生息状況の把握に努めるとともに、被害状況によっては捕獲を行う。

### ○カラス・ムクドリ

引き続きブドウ等の果樹への被害防除を行うとともに、猟友会による一斉捕獲を行い個体数の増加を抑える。

### ○カワウ

監視によって飛来が確認できた場合は、養魚場などに着水させないようにロケット花火などで追い払いを実施する。巣が確認されたらテープ張り等で営巣地の拡大を防ぐ。抱卵が確認できた場合は卵にドライアイス処理をし個体数の増加を抑制する。捕獲は原則実施しないが、被害が甚大な場合には必要最低限実施することとする。

### ○中獣種

引き続き被害状況の把握に努め、状況に応じて捕獲を行う。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 鳥獣被害対策実施隊として、猟友会から50名程度任命する。
- ・ 三条市鳥獣被害防止対策協議会の鳥獣監視員(期限付任用職員)が下田地区のパトロールを実施する。
- ・ ツキノワグマ及びイノシシ等の大型獣の捕獲や、人的被害を及ぼす恐れがある場合は実施隊が対応する。
- ・ クマ、イノシシ及びニホンジカ等の大型獣を捕獲する際に、周囲の環境や捕獲対象との距離を考慮した上で、捕獲従事者の安全を確保するため必要と判断された場合にライフル銃を使用する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル	○ 被害が多発する地域で捕獲が必要と判断される場合は箱わな等を設置し加害レベルの高い個体を優先的に捕獲する。
	対象鳥獣すべて	○ 鳥獣監視員を中心に鳥獣の出没地域でパトロールを行い、出没状況を把握するとともに必要に応じて捕獲を行う。 ○ 研修会の開催や先進地視察を通して、地域住民の意識啓発や若い世代の狩猟免許取得の促進を図り、担い手確保・育成をめざす。
令和6年度	ニホンザル	○ 被害が多発する地域で捕獲が必要と判断される場合は箱わな等を設置し加害レベルの高い個体を優先的に捕獲する。
	対象鳥獣すべて	○ 鳥獣監視員を中心に鳥獣の出没地域でパトロールを行い、出没状況を把握するとともに必要に応じて捕獲を行う。 ○ 研修会の開催や先進地視察を通して、地域住民の意識啓発や若い世代の狩猟免許取得の促進を図り、担い手確保・育成をめざす。
令和7年度	ニホンザル	○ 被害が多発する地域で捕獲が必要と判断される場合は箱わな等を設置し加害レベルの高い個体を優先的に捕獲する。
	対象鳥獣すべて	○ 鳥獣監視員を中心に鳥獣の出没地域でパトロールを行い、出没状況を把握するとともに必要に応じて捕獲を行う。 ○ 研修会の開催や先進地視察を通して、地域住民の意識啓発や若い世代の狩猟免許取得の促進を図り、担い手確保・育成をめざす。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

近年の被害状況から捕獲計画数を設定した。イノシシの被害報告が増加しているため、捕獲を強化する。その他の鳥獣に関しては、被害報告が横ばい又は減少傾向にあるため、捕獲計画数は現状を維持する。

#### ○ニホンザル

個体数の増加により年々生息域が拡大していることから、引き続き計画的な捕獲と被害防除の両面からの取り組みを行い個体数増加の抑制に努める。ラジオテレメトリー調査を継続して行い、特に加害度の高い加害群の活動の把握と効率的な捕獲に努め、加害群の減少を図る。

#### ○ツキノワグマ

原則としてツキノワグマの捕獲は行わない。ただし、農作物への被害や人的被害等の状況から、やむを得ず必要と判断される場合は捕獲を実施する。

#### ○イノシシ

出没状況によっては水稻への被害が甚大となることが予想されることから、計画的な捕獲と被害防除の両面からの取り組みを行い個体数の増加の抑制に努める。

#### ○ニホンジカ

今後の出没状況を見極め、イノシシ同様に対策を講ずる。捕獲は必要に応じて実施する。

#### ○カラス・ムクドリ

今後も猟友会による一斉捕獲を実施する。

#### ○カワウ

原則、捕獲は行わないこととするが、漁業被害の状況に応じて捕獲を実施する。

#### ○中獣種

必要に応じて箱わな等を活用して捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	50	50	50
ツキノワグマ	必要最小限の数	必要最小限の数	必要最小限の数
イノシシ	20	20	20
ニホンジカ	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
カラス	350	350	350
ムクドリ	826	826	826
カワウ	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
中獣類	13	13	13

捕獲等の取組内容
主に下田地区の被害が頻発している地域において、当該動物の出没時期に合わせて箱わな等を設置し、捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>(必要性)</p> <p>ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカの捕獲において、地理的条件等からライフル銃以外の手段では捕獲が実施できない場合、ライフル銃による捕獲を行う。</p> <p>また、整備が進められている「新潟ライフル射撃場(仮称)」において、ライフル銃等の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。</p> <p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施期間: 通年</li> <li>・ 実施予定場所: 三条市内の被害発生地域</li> </ul>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備年度					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
ニホンザル	3,650	m	5,000	m	5,000	m
	3.6	ha	5.0	ha	5.0	ha
イノシシ	1,340	m	1,500	m	1,500	m
	1.3	ha	1.5	ha	1.5	ha

・加害頻度の高い農地に侵入防止電気柵を導入し被害を防止する。  
 ・電気柵は設置集落等で保安全管理、撤去、保管を行う。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置集落の住民による電気柵の管理、運営</li> <li>・圃場周辺の草刈り</li> <li>・地域住民による花火での追い払い</li> </ul>		
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置集落の住民による電気柵の管理、運営</li> <li>・圃場周辺の草刈り</li> <li>・電気柵周辺でのわなによる有害捕獲</li> </ul>		

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

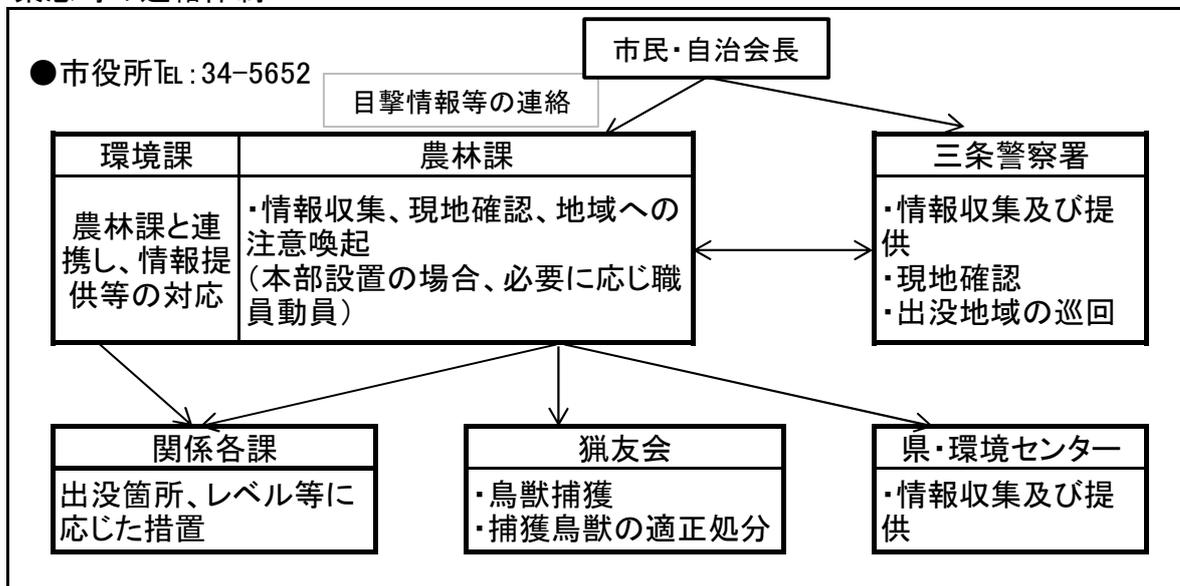
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落と山林の間に緩衝帯を整備し侵入を防止する。</li> <li>・放任果樹の伐採を推進する。</li> </ul>
	ニホンザル	花火やおどし玉を用いて、集落に侵入してくるサルの追い払い、人の生活圏から遠ざける。
令和6年度	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落と山林の間に緩衝帯を整備し侵入を防止する。</li> <li>・放任果樹の伐採を推進する。</li> </ul>
	ニホンザル	花火やおどし玉を用いて、集落に侵入してくるサルの追い払い、人の生活圏から遠ざける。
令和7年度	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落と山林の間に緩衝帯を整備し侵入を防止する。</li> <li>・放任果樹の伐採を推進する。</li> </ul>
	ニホンザル	花火やおどし玉を用いて、集落に侵入してくるサルの追い払い、人の生活圏から遠ざける。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
自治会	集落住民への出没情報や注意喚起などの周知
三条市農林課	各機関との連絡調整、現地確認、情報収集、地域への注意喚起
三条市環境課	農林課と連携し情報提供等の対応
三条市関係各課	出没箇所、レベル等に応じた措置
新潟県猟友会三条支部	有害鳥獣関連情報、技術の提供、出没時の現場対応
三条警察署	情報収集及び提供、現地確認、出没地域の巡回
県環境センター	情報収集及び提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・市内の民間廃棄物処理施設での焼却、又は捕獲現場付近で深く土中へ埋設を行う。  
 ・鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での捕獲の場合は、非鉛製弾を使用するよう従事者に指導する。  
 ・捕獲した鳥獣は可能な限り、苦痛を与えないように処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在活用例はないが、先行事例の調査研究を進め、地元レストラン、食肉加工業者と連携し活用までを検討する。
ペットフード	—
皮革	—

(2) 処理加工施設の実施体制

—
---

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

—
---

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	三条市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
自治会	被害防止活動の実施、被害調査、集落への普及啓発
三条市農林課	協議会運営の事務局、連絡調整、対策の計画及び活動総括
三条市環境課	捕獲許可、保護管理に関する情報提供
えちご中越農業協同組合	有害鳥獣関連情報、被害防止情報、技術の提供、被害防止資材の共同購入窓口
新潟県猟友会三条支部	有害鳥獣関連情報、技術の提供、有害鳥獣捕獲の実施
新潟県農業共済組合	防除対策の指導、有害鳥獣関連の情報提供、被害状況調査
南蒲原森林組合	有害鳥獣関連情報、被害防止情報、技術の提供、森林整備、共同整備活動窓口
三条警察署	住民の被害防止活動、狩猟事故防止に関する情報提供
五十嵐川漁業協同組合	被害情報の提供、カワウの生態調査・捕獲等の協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟県三条地域振興局農業振興部	オブザーバーとして被害防止技術情報の提供、活動支援等
新潟県三条地域振興局健康福祉環境部	オブザーバーとして生態調査、鳥獣保護法に係る助言
林野庁中越森林管理署	オブザーバーとして被害防止状況、技術の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

猟友会員30名程度を隊員として平成26年度から設置。被害防止や隊員の高齢化に対応し拡充強化、当面50名程度を維持する。

(4) その他被害防止政策の実施体制に関する事項

年々生息域が拡大してきているニホンザル・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ等に対して、生態に専門的な知識を有する機関等(農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー等)から、侵入防止柵の設置方法やより効果的な対策等の検証、助言や技術的な指導をしてもらう。又、地域懇談会や現地研修会等を行い、地域住民が一体となった追い払い活動を行うため、参加意識の浸透に努めていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施には、新潟県ニホンザル管理計画、新潟県イノシシ管理計画、新潟県ツキノワグマ管理計画、新潟県ニホンジカ管理計画、新潟県カワウ管理計画、第13次鳥獣保護管理事業計画及び三条市森林整備計画との整合を図ることとする。